

## 平成 27 年度浜松市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、「平成 27 年度子育て世帯臨時特例給付金支給要領」(平成 27 年 4 月 13 日付け雇児発 0413 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施する平成 27 年度の子育て世帯臨時特例給付金支給事業に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子育て世帯臨時特例給付金 前条の目的を達するために、浜松市(以下「市」という。)が支給対象者に対し贈与する給付金をいう。
- 二 支給対象者 別記 1 に掲げる子育て世帯臨時特例給付金が支給される者をいう。
- 三 対象児童 別記 2 に掲げる者をいう。

### (子育て世帯臨時特例給付金の支給等)

第 3 条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、子育て世帯臨時特例給付金を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て世帯臨時特例給付金の金額は、対象児童 1 人につき 3 千円とする。

### (申請受付開始日及び申請期限)

第 4 条 子育て世帯臨時特例給付金に係る市の申請受付開始日は、平成 27 年 6 月 1 日とする。ただし、申請者が公務員の場合は、平成 27 年 8 月 3 日とする。

- 2 申請期限は、平成 27 年 12 月 1 日までとする。

### (申請及び支給の方式)

第 5 条 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記 3 の規定に基づき、別紙「平成 27 年度児童手当・特例給付現況届兼子育て世帯臨時特例給付金申請書」、「児童手当・特例給付認定請求書兼子育て世帯臨時特例給付金申請書」、「公務員子育て世帯臨時特例給付金(平成 27 年度)申請書(請求書)」又は「施設入所等児童用子育て世帯臨時特例給付金(平成 27 年度)申請書(請求書)」の申請書(以下「申請書」という。)により申請を行う。

- 2 申請者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第 3 号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第 1 号又は第 2 号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- 一 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

二 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

三 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市へ提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第6条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(贈与の決定)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により提出された申請書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、当該支給対象者に対し、子育て世帯臨時特例給付金の贈与をする。

(子育て世帯臨時特例給付金の支給等に関する周知)

第8条 市長は、子育て世帯臨時特例給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条第2項の申請期限までに第5条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第7条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当していなことが明らかになった者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て世帯臨時特例給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日を経過した日に、その効力を失う。

別記（第2条、第5条関係）

1 支給対象者

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金（以下「給付金」という。）は、平成27年6月分の児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当（以下「児童手当」という。）の支給を受ける者に対して支給する。
- (2) (1)に規定するほか、給付金は、平成27年5月31日（以下「基準日」という。）において児童手当の支給要件に該当するものとして市が認める者に対して支給する。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に(1)又は(2)に規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

|  |  |
|--|--|
| <p>(1)又は(2)に規定する者が死亡した場合（この(3)の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>   | <p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者の2の対象児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p> |
| <p>基準日における児童手当（児童手当法附則第2条第1項の給付を含む。以下このにおいて同じ。）の支給要件に該当する者に係る児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。）が同法第3条第3項に規定する施設入所等児童であることを(1)又は(2)に規定する者に給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）その他の当該支給要件に該当する者を基準日における児童手当の支給要件に該当するものとして認める市町村が把握した場合</p>                            | <p>左欄に掲げる施設入所等児童</p>   |
| <p>(1)又は(2)に規定する者からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしていない当該者の配偶者（現に2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）が市に避難している場合において、市に対して当該対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求（市が適当と認める場合にあっては、給付金の支給を受けるための当該認定の請求と同様の請求を含む。3の(2)のにおいて同じ。）をし、市による当該認定の請求に関する通知が(1)又は(2)に規定する者に対して給付金を支給する市町村に到達し</p> | <p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>   |

|  |  |
|--|--|
| た場合（当該(1)又は(2)に規定する者に対して給付金を支給する市町村が市であるときは、当該認定の請求を受けた場合） |  |
|--|--|

## 2 対象児童

1の(1)に規定する者に支給される給付金の対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は当該者に支給される平成27年6月分の児童手当に係る児童、1の(2)に規定する者に支給される給付金の対象児童は1の(2)の規定により児童手当の支給要件に該当するものと市が認めたものに係る児童とする（1の(3)の表の から までの右欄に掲げる者に支給される給付金の対象児童については、これを準用する。）。ただし、対象児童が次の 及び に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

基準日の翌日から給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合

給付金の支給が決定される日において、日本の国籍を有しない者であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しない場合

## 3 支給の申請

(1) 市から平成27年6月分の児童手当を支給される者は、市に対して支給の申請を行う。

(2) (1)の規定にかかわらず、次の から までに掲げる者は、市に対して支給の申請を行う。

1の(1)に規定する者のうち、児童手当法第17条第1項に規定する公務員であって、当該公務員に係る同項の規定により読み替えて適用する同法第7条第1項の認定をした同法第17条第1項の表の下欄に掲げる者その他これらの者に準ずる者に基準日における当該公務員の住所地を市として把握されている者

1の(2)に規定する者のうち、基準日において市の住民基本台帳に記録されている者（ に掲げる者に該当する者を除く。）

1の(2)に規定する者のうち、基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなった者（ に掲げる者に該当する者を除く。）

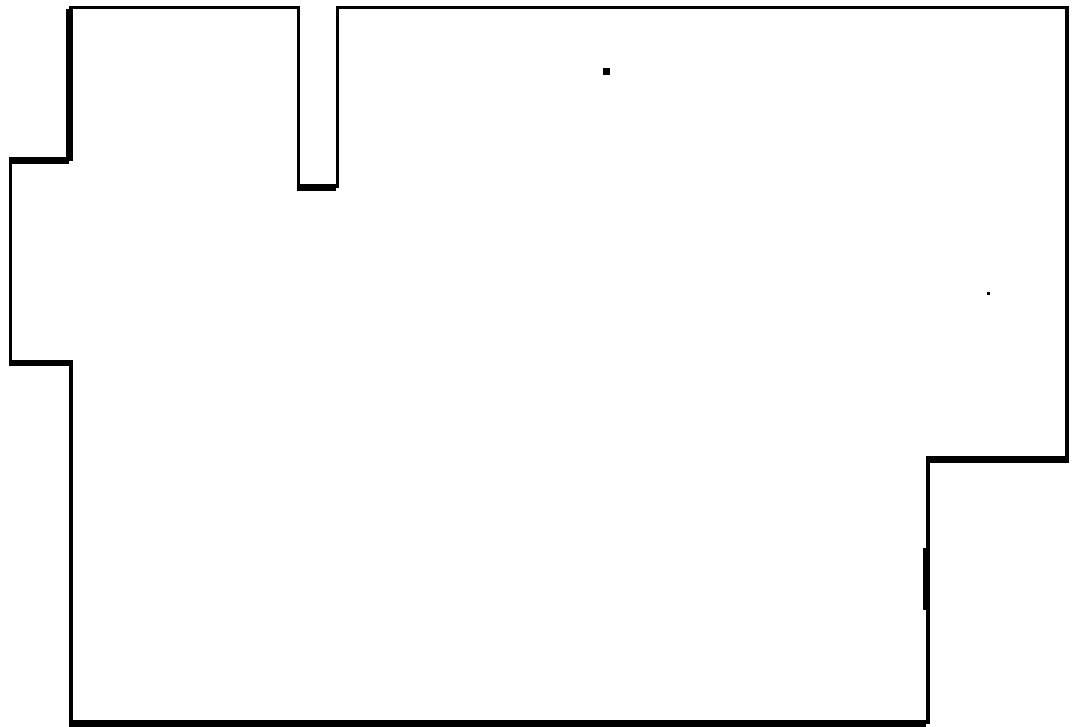
1の(3)の表の の左欄に掲げる場合における同表の の右欄に掲げる者（当該者に係る1の(1)又は(2)に規定する者がこの3の規定により、市に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。）

1の(3)の表の の左欄に掲げる場合における同表の の右欄に掲げる者（当該者が入所等している児童手当法第3条第3項各号に掲げる施設等の所在地が市である場合に限る。）

1の(3)の表の の左欄に掲げる場合における同表の の右欄に掲げる者（市に対し、対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求をした者に限る。）



2010年10月10日



100









注意事項

1. 本人確認事項

本人確認事項は、本人確認書類を提出し、本人確認完了の旨を通知するまで、本人確認が完了していません。本人確認が完了するまで、本人確認書類を提出し、本人確認完了の旨を通知する必要があります。

2. 本人確認書類の種類

本人確認書類の種類は、本人確認書類の種類によって異なります。本人確認書類の種類は、本人確認書類の種類によって異なります。本人確認書類の種類は、本人確認書類の種類によって異なります。本人確認書類の種類は、本人確認書類の種類によって異なります。

本人確認書類  
写し 貼付け

本人確認書類の種類

○ 本人確認書類の種類は、本人確認書類の種類によって異なります。本人確認書類の種類は、本人確認書類の種類によって異なります。

本人確認書類の種類は、本人確認書類の種類によって異なります。本人確認書類の種類は、本人確認書類の種類によって異なります。

本人確認書類の種類

○ 本人確認書類の種類は、本人確認書類の種類によって異なります。本人確認書類の種類は、本人確認書類の種類によって異なります。

本人確認書類の種類  
写し 貼付け

○ 本人確認書類の種類は、本人確認書類の種類によって異なります。本人確認書類の種類は、本人確認書類の種類によって異なります。

本人確認書類の種類は、本人確認書類の種類によって異なります。本人確認書類の種類は、本人確認書類の種類によって異なります。本人確認書類の種類は、本人確認書類の種類によって異なります。



【別紙様式1 画面】

当支店何事者も、且各社別画面に於て記載して行わない。全ての支店何事者の共通で共通の情報は、別紙様式追加、7-2に記載。

| No | 「マロリア」 |   | 性別  | 生年月日<br>(西暦) | 金融機関名  | 支店名 |     | 分類             | 口座番号<br>(当支店何事者用) | 「マロリア」<br>口座名義 |
|----|--------|---|-----|--------------|--|-----|-----|----------------|-------------------|----------------|
|    | 氏名     | 姓 |     |              |  | 支店名 | 支店名 |                |                   |                |
| 11 |        |   | 男・女 | 年 月 日        | 10000 10000<br>10000 10000<br>10000 10000<br>10000 10000 |     | 支店名 | 10000<br>20000 |                   |                |
| 12 |        |   | 男・女 | 年 月 日        | 10000 10000<br>10000 10000<br>10000 10000<br>10000 10000 |     | 支店名 | 10000<br>20000 |                   |                |
| 13 |        |   | 男・女 | 年 月 日        | 10000 10000<br>10000 10000<br>10000 10000<br>10000 10000 |     | 支店名 | 10000<br>20000 |                   |                |
| 14 |        |   | 男・女 | 年 月 日        | 10000 10000<br>10000 10000<br>10000 10000<br>10000 10000 |     | 支店名 | 10000<br>20000 |                   |                |
| 15 |        |   | 男・女 | 年 月 日        | 10000 10000<br>10000 10000<br>10000 10000<br>10000 10000 |     | 支店名 | 10000<br>20000 |                   |                |
| 16 |        |   | 男・女 | 年 月 日        | 10000 10000<br>10000 10000<br>10000 10000<br>10000 10000 |     | 支店名 | 10000<br>20000 |                   |                |
| 17 |        |   | 男・女 | 年 月 日        | 10000 10000<br>10000 10000<br>10000 10000<br>10000 10000 |     | 支店名 | 10000<br>20000 |                   |                |
| 18 |        |   | 男・女 | 年 月 日        | 10000 10000<br>10000 10000<br>10000 10000<br>10000 10000 |     | 支店名 | 10000<br>20000 |                   |                |
| 19 |        |   | 男・女 | 年 月 日        | 10000 10000<br>10000 10000<br>10000 10000<br>10000 10000 |     | 支店名 | 10000<br>20000 |                   |                |
| 20 |        |   | 男・女 | 年 月 日        | 10000 10000<br>10000 10000<br>10000 10000<br>10000 10000 |     | 支店名 | 10000<br>20000 |                   |                |

※ 10000は銀行口座番号及び口座名義、20000は口座番号、口座番号は銀行口座番号の後に記載して頂く。

※ 上記本紙何事者のうち、入籍して居ないために本人名義の口座が開設して居ない際、特約の理由がある者に限り、代筆捺印を行つたための受取口座の小規模社員型  
共済何事者を行つて居なくは置換又は換替等の設置者の口座に属する、1層に記載ください。

【受取口座記入欄】

| 金融機関名                            | 支店名 | 口座番号<br>(当支店何事者用) | 「マロリア」<br>口座名義 |
|----------------------------------|-----|-------------------|----------------|
| 10000<br>10000<br>10000<br>10000 | 支店名 | 10000<br>20000    |                |

※ 10000は銀行口座番号及び口座名義、20000は口座番号、口座番号は銀行口座番号の後に記載して頂く。